

「領」と市場圏

——武州三田領の場合——

A Study of "RYO" and the Market
in TAMA area in the TOKUGAWA era

神立孝一

Koichi KANDACHI

- | | |
|----------------|----------------|
| I はじめに | 1. 三田領と領内市場の概要 |
| II 「領」研究の課題と現状 | 2. 市日出入の変遷 |
| III 市場圏の考え方 | 3. 三田領と市場圏 |
| IV 「領」と市場圏 | V 結びにかえて |

I はじめに

近世関東における地域的特質を考えるにあたり、それを政治・支配の側面からの枠組みと民衆の伝統的・地縁的側面からの枠組みの相互関係から導き出してみようという試みが最近行なわれている。それが、近年「関東の領域支配と民衆」をテーマとして種々論議を重ねてきた関東近世史研究会の活動を中心として推進されていることは、周知のところであろう。そして、それがいわゆる「領」問題として各方面の研究水準を高めることに役立っていることは、衆目の一致する点であると思われる。

この「領」問題は、追求すればするほどその裾野の広さに驚かされるのであるが、それだけ多くの問題点を包含しているという点からしてみても、近世関東の地域的特質を明らかにするための好テーマであることがわかるのである。だが、現在のところどちらかとい

えば政治・支配構造からの分析が中心となっており、経済構造といった側面からの研究はほとんどなされていないといえよう。

そこで本稿では、まずこの「領」研究についてこれまでの成果を大まかにまとめ、そのうえで「領」における経済的側面の問題を考えてみることにしたい。支配権力による公的な力と農民たちの地域的・自立的な秩序たる私的な力の対抗関係からこの「領」が成り立っているという分析は、確かにこの問題の基底をなすものである。だが、それはまた単に政治・支配的な機構だけで解決がつくものでもない。少なくとも、地域的特質を念頭に置きつつこの問題を解明しようとするならば、経済的側面の分析は必須の事項となろう。無論本稿でその全てを語るなどということではきようはずもない。そのための足掛りとして、少々考察してみようというものである。

本稿で取り上げるのは、いわゆる「圏」、それも特に「領」内の市場を中心とする「市

場園」の問題である。これは、特に低生産地帯の農民たちが何処で、年貢用あるいは自給用の産物購入のための貨幣を手に入れたのか、という問題もはらんでおり、かなり興味深いものである。ともあれこの問題を通じて、「領」の経済構造の一端を明らかにする試みをしてみようと思う。

II 「領」研究の課題と現状

「領」については、これまで数多くの研究がなされてきたが、ここでは、最近の研究を中心として、そこで取り上げられている問題と課題を中心にまとめてみたい。

まず、この「領」を近世関東地域の社会構造的な特色と位置づけて、研究対象としてスポットを当てた「関東近世史研究会」の大会で発表された論稿から検討することにしよう。

はじめに、「領」問題の先鞭者の一人である澤登寛聡の視点に注目してみたい。澤登は、「領」を「戦国期の後北条支配『領』域で、在地領主および小領主の展開を背景として成立する地域支配の枠組」と定義している。そして、「後北条滅亡後における家康の関東支配および『徳川政権』の関八州支配の成立過程にも継承・再編・拡大され、それ以後も国制を補完すべきものとして村を包む地域支配の基本的枠組として維持される」とものとして評価するのである（〔39〕）。つまり、これまで国郡制と郷村制という近世社会の支配構造の中心的枠組と考えられてきたシステム以外に、より地域に密着した形での支配形態があったのではないかと、そうした地域性にのっとった形態が取られなければ、各地域の特徴に合致した支配は行なわれず、色々な点で歪みが出てきた筈である。そうした歪みなしに近

世社会が形成されていった背景には、この「領」という枠組が大きな役割を果たしたのではないかと、というのである。そして、その際の「領」の担い手として中世・戦国期からの「小領主」の存在を積極的に評価しつつ、この形態がその後の近世幕藩体制の中でも継続されていったと結論づけるのである。

澤登は、この「領」を「徳川政権」の関八州支配の成立過程からとらえようとしたのであるが、このどちらかという大枠からのマクロ的な観点に対し、岩田浩太郎は江戸周辺の地域編成の特質という点から、ミクロ的な積み重ねによってこの「領」の特質を解明しようとした（〔8〕）。

岩田はまず、武蔵国の「領」の存在（化政期段階）の実態をおさえ、同国では「領」は82あり、2801ヶ村（全体の90.2%）が所属しているとして、「領」の設定が武蔵一国規模で行なわれた事を明らかにした。そして、「領」は「郡」にとらわれずに展開していること、更に「領」の構成村数は平均34.2村、具体的には1ヶ村（貝塚領）から132ヶ村（忍領）というように、構成村数が一様ではないことなどをふまえて、この「領」の設定・掌握について次のように結論するのである。すなわち、「領」は後北条氏の公事の取捨機構・体系を吸収・再編して行なわれたものであり、公儀役賦課・幕領支配という点からも広域的支配を貫徹させるものであった。つまり、江戸周辺の地域編成は、「国郡制的枠組（特に郡制）に基づく地域編成の原理（国家的な地域編成の原理）の存在と共に、武蔵国（→江戸周辺）にはそれとは相対的な独自性をもった『領』（制）に基づく地域編成の原理が存在し機能していた」のであり、幕末に

至るまで存続したこの形態こそが、武蔵国の地域編成の特質を現わす典型的なものというのである。

この両者の指摘に共通することは、大雑把にまとめると「領」の編成が後北条氏による支配形態の再編・拡大であり、そこに「徳川政権」の関東あるいは武蔵国支配の特色があるということであった¹⁾。

この、澤登・岩田の観点を踏まえつつ、地域は関東からややずれるが北遠地域を例にとって、「領」が単なる地域呼称としてではなく広域村落支配の単位であり、それが村落支配体制の特色であると位置づけたのが佐藤孝之である〔36〕。

佐藤は北遠地域の「領」が、中世末・戦国期の支配区分をほぼ受け継いだ範囲で設定されていること、そしてその呼称が北遠全域で使用されるようになったのが寛文期以降であること、更にこの「領」は戦国期の支配区分が広域支配単位として再編成されており、代官所からの年貢割付状・皆済状は「領」単位に発行され、御成箇郷帳の作成や小物成の賦課も「領」単位であったこと等を解明した。そして、「検地・村切りによって近世村の設定は実施されたが、支配の実質は『領』—『在地手代』> 制によっていたのであり、『小領主』の中世以来の郷村支配力を梃子に村落支配が実現された」。そして、「そのための支配単位として設定されたのが『領』であった」〔36〕72頁)としている。この佐藤の研究は、「領」の性格をより一層明確にした点で高く評価できるものといえよう。

1) 澤登・岩田両氏の「領」に対するとらえ方は、詳細に見てみると少なからぬ相違が認められるわけであるが、その点への論及はここでは課題ではない。後日を期すこととする。

さて、こうした「領」は具体的にどのような機能を果たしていたのかという問題について、支配下村々の実態からの解明を試みたのが大石学である〔13〕。大石は、武州野方領の分析を通じて、この領が分散・入組みという江戸周辺地域特有の複雑な支配形態をこえて、地域的なまとまりをもって設定され、幕府からの直接的な支配を受けていたことを明らかにした。そして、その具体的な機能と負担を次のようにまとめている。①御触廻状の伝達単位、②鷹場人足の負担単位、③鷹場役人宿泊費用の負担単位、④鷹野役所への諸届け・取次の単位、⑤江戸城への諸上納物(a・種物、b・草木類、c・虫類)の負担単位。こうした機能は、野方領においては「領」—「触次役」による支配体制によって果たされていたのであるが、これは江戸周辺地域一般においてみられたものであり、これらを統一的に支配・統括していたのが、幕府機関としての鷹野役所であった。また、この村々は夫役負担や上納物を通じて、個別領主支配を越えて、江戸城・将軍家と直接結びついており、この点からこれらの村々は江戸城城付地として存在し機能していたことを解明したうえで、大石は、江戸周辺農村の基本的性格をこの「江戸城城付地」という点にあるとしたのである。「領」内の村に視点をあててその機能と負担を解明したこの研究も注目に値するものであろう。

「領」研究は、これらの研究をはじめとしてより一層深化が計られている。特に、「領」内部の具体的な様相とその機能という点からの分析が中心となっているといえよう。それをラフに大別すると、一つは「地域秩序」という点からの分析、もう一つは「領」内にお

ける「役」という点からの分析とすることができる。前者には、澤登([41])・岩田([9])の論稿があたり、後者については青木直己([1], [2])・熊沢徹([25], [26])・小松修([29])・大友一雄([18])・馬場憲一([51], [52], [53])などの研究をあげることができる²⁾。

特にここで興味深い視点を提示しているのが、青木直己である。青木は、府中領の鷹野支配を素材として、「役」の負担が「領」の中で完結せず、むしろ日常的な組合＝「地域」的つながりによるそれが、農民の側から要求されている事実を指摘している。これはつまり、「領」という政治・支配的空間と日常生活の空間が必ずしも一致してはいないということでもある。

この点を農民の「地域的連合」とおさえ、地域秩序の問題とからめて考えることもできる。つまり、公的権力に対する民衆の抵抗というわけである。しかし、ここでより一層重要だと思われるのは、農民たちがそうした日常的な地域的連帯感を何によって得ることができたのか、ということではなからうか。経済的側面からの分析に期待されるものは、まさにこうした観点であるといえよう。そこで次に、「市場圏」について見てみることにしたい。

III 市場圏の考え方

まず、はじめに「経済圏」と「市場圏」の関係について簡単に見ておくことにしよう。「経済圏」または「市場圏」についての研究

は数多くなされているが、特に正面からこの問題を取り上げ論じたのは大石慎三郎である([12])。大石は信州上田藩を例に、藩というものが本来独自の経済圏(体)をなしているものなのかどうか、という問題意識から分析している。そして、近世的な幕藩体制下の上田藩領は、戦国時代から近世初頭にかけて成立していたであろう六斎市(斎市)市場圏＝ニットと合一していることを明らかにしたのであった。この指摘は、真に示唆に富むものであって、幕藩体制により設定された支配領域とそれ以前に存在していた経済圏との関わりがいかなるものかを追求する必要性を我々に提起している。

ただ、ここで大石が使用している「経済圏」と「市場圏」の概念は若干曖昧な点があるともいえる。その曖昧さは、双方の違いが明確にされていないという点にあるようだ。大石は、「経済(市場)圏」といった使い方をしたり、「六斎市によるところの小地域流通(市場圏)」と規定したりしているのである。

確かに、「経済圏」とか「市場圏」といった言い方は難解な要素を含んでいる。そもそも、ある一定の商品貨幣経済の発展を前提として成立している幕藩体制は、経済生活を中心としたエリアという大雑把な意味の「経済圏」とか、市場を中心としてのエリアという意味での「市場圏」といっても、取り方によってはどうとでも取れる面がある。特に「市場圏」といった場合には、三都の市場を考えればその「圏」は日本全国に及ぶものになるわけだし、小村の中でたてられる「市」を想定すれば「圏」はごく限られた地域ということになる。「経済圏」という場合にも、同様

2) このほかにも数多くの「領」研究が存在するが、その代表的なものは後尾の参考文献に掲げた。漏れたものも多くあると思われるが、参照されたい。

の問題がはらまれているわけである。

伊藤好一も「藩領域市場」という用語を用いているのであるが、この場合も、いわゆる幕藩体制下において成立した、あるいは成立していた「市場」全体を指しているように思われる。それは「藩領域市場」成立以前の在方市（近世の農村に成立した「市」と在方町・在郷町に設立された「市」）を、①地方的小市場圏を形成する市、②商人団商人の参加する市、③複合家族経営の非自給物資交換の市、④土豪に帰属する市、というように分類整理している点からもうかがうことができる（〔5〕7頁）。大石と伊藤に共通している点は、「藩」という政治支配領域で一つの経済圏が成立しているとみている事で、このことは両者の研究から疑問を挟む余地はない。ただし、それ以外にも大きくは、先に述べた全国的な経済圏・市場圏というものも存在しているわけだし、また小さくは一村単位の小規模の市場も存在している。こうした各市場圏をどう取り扱うかは、これから考察されなければならない点であろう。また、それと同時に「藩領域」と「天領」における市場が同一に論じられるのかどうかといった問題も、解決されなければならない。

こうした点に、興味深い視点を提示しているのが播州と讃岐を対象に、価格史的側面から市場経済の考察を行なった植村正治である。植村は、全国的規模の市場圏ではなく、はるかに小規模な市場圏を想定して分析を進めたのであるが、この場合の「市場圏」を次のように規定するのである。「その圏内にあっては農民も封建的諸規制下にありながらも一定の自由な経済行動を取ることができ、諸市場において需給法則が貫徹しうるいわゆる『経

済社会』が成立していた」エリアであり、特定の市場村を中心としたより狭い生産物市場圏の意味につかわれた「局地的市場圏」（定期市であろうと常設店舗が存在しているものでありうとに関わらず、その村は市場圏内における生産物の交換の場所）をも包摂し、更に「土地や労働などの生産要素市場や金融市場をも包み込んで」いるものである（〔10〕11頁）。そして、植村はこうした「市場圏」を「便宜上」という断りをつけながらも、「地域的市場圏」と定義した。

このとらえ方は、共感できるものである。というのは、かなりの広がりをも有する「市場圏」という概念が、空間的にも理論的にもはっきりとした限定がつけられているからである。したがって、本稿で「市場圏」という言葉を用いる場合、上記植村のいうところの「地域的市場圏」を想定することとしたい。

IV 「領」と市場圏

1. 三田領と領内市場の概要

さて、本稿の主目的である「領」と市場圏についての考察に入ることにしよう。

まずはじめに、本稿で取り扱う三田領について、その概要を簡単にみておこう。三田領は、現在の地名で言うと、東京都の青梅市と奥多摩町を中心とする地域であり、関東山地の谷間を流れる多摩川ぞいから、その東岸の武蔵野台地の先端にあたる。この「領」の境は『新編武蔵野風土記稿』によれば、西方から北方にかけてが甲斐国都留郡・武蔵国秩父郡および高麗郡に隣接しており、東方から南西にかけては山口領・小宮領と接触している。その広さは、東西がおよそ10里（約39.

表1 三田領の郷と村の構成

郷	村	郷	村	郷	村
成木郷	上成木村	氷川郷	境 村	小曾木郷	北小曾木村
	下成木村		氷川村 (梅沢村)		(西分村) *青梅村
小河内郷	留浦村		(白丸村)		乗願寺村
	川野村		棚沢村 (小丹波村)		根ヶ布村 (黒沢村)
長淵郷	河内村		大丹波村 (川井村)		上師岡村 下師岡村
	原 村		(丹三郎村) (竜寿寺村)		(野上村) (大門村)
長淵郷	*畑中村		(御嶽村)		吹上村 (今寺村)
	駒木野村		柚木村 下 村		(谷野村) 塩船村
	長淵村		(沢井村)		(藤橋村)
	友田村 (千ヶ瀬村)		*二又尾村		(今井村)
	*河辺村 (羽 村)		日影和田村		(木下村)
	(五ノ神村)		日向和田村		(南小曾木村)
	*青梅村		*畑中村		(富岡村)
	*二又尾村				*河辺村

出典：『新編武蔵風土記稿』第六卷（卷之百十三～百十八）107～227頁，第四卷（卷八十九，多摩郡之一）286～307頁

- 註：1. () は、郷の所属がつまびらかではない村を指すが、地理的に見れば、各々の郷に所属するものと推定されることを示す。*は、1つの村が、2つ以上の郷に跨っている場合を示す。〔 〕は、『新編武蔵風土記稿』では、三田「領」とされているが、すくなくとも、慶長・寛文検地では、三田「領」として編成されていない村を示す。
2. 澤登寛聡「近世前期における三田『領』の町村構成と領主支配」（東京都教育委員会『東京都古文書集』第3巻，116頁）より引用。

272km) 余り，南北が約3里（およそ11.919 km）となっている。また，この「三田領」という呼称については，明確ではないとしながらも「古くより三田氏が領せしことは論なかるべし」としている³⁾。

この三田領については，これまでも澤登寛聡（[40]・[41]），村上直（[59]）等の先行研究があるが，それらによれば，三田領は「三田谷」あるいは「柚保」とも呼ばれており，現在の青梅市内にあった勝沼城を拠点と

した三田氏を中心として「在地領主制，および，これと主従関係にある小領主制の独自の展開がみられた地域である」という（澤登[40] 114～115頁）。つまり，典型的な中世の支配体制が取られた地域とすることができよう。

ところで，「三田領」の文言が史料上で確認されるのは，慶長3（1598）年の家康の関東入部以降に実施された慶長検地の過程で作成された検地帳が初見であるという（澤登[41] 22頁）。したがって，ここでは徳川幕府成立期に，いわゆる「領」という地域支配の単位が設定されたものとみることができる。

3) 「新編武蔵風土記稿」巻之百十三（雄山閣版，108頁）。

さて、先の『新編武蔵野風土記稿』によれば、この領に所属している村は55ヶ村であり(表1参照)、村数の規模からすると武蔵国内の領の中ではやや大きい方にあたる。また、正保年間の調査によって作成された『武蔵田園簿』によれば、この領の支配高は8957.787石であり代官支配と旗本支配が入り組んでいることがわかる。

一方、この領に対しては、江戸城の修復を契機として石灰上納の「公儀御用」が命じられ、それと同時に石灰の独占的販売権を免許されている。その後も、石灰の製造や輸送が公儀役として賦課されており、この点を幕府の政治的支配編成の表われと考えることもできよう。

このように見てくると、この三田領の特色のいくつかがおのずと理解される。すなわち、第一に中世的支配形態の上に、近世的支配形態が設定され、この地域の領主支配と在地社会が形成されていったということ。そして第二に、この「領」域がいわゆる山間地域であり、米穀を中心とする近世的生産様式からすれば低生産地帯と考えざるをえないこと、これである。特に経済的側面からすると、このような地域では年貢の納入をはじめ生活維持のための換金が必須事項となる点を指摘しよう。

さて、次にこのような特徴を有する三田領の領内市場についてみてみよう。

戦国末期から近世初期にかけての関東における市は、周知のとおり六斎市であるが、これについてはこれまでに杉山博([42])、豊田武([47])、中丸和伯([49])、藤木久志([55])等の優れた研究により多くのことが解明され、その歴史的意義についてもかなりの論議

がなされてきた。関東における六斎市の展開については、市が開催されていた箇所を地図上に落としてみると容易に理解できるのであるが(図1参照)、それが農民による貨幣獲得の場であろうと、領主による貨幣收取の場であろうとにかかわらず広く日常の経済活動に影響を持っており、近世幕藩体制下の市の存在と人々の経済生活を幅広く規定しているといえよう。

三田領内における市もまた、この六斎市の流れをそのままに受け継ぐ形で存在していた。特に山間地域であるだけに、早期からの市の成立の必然性があるわけであるが、ここでの特徴は、近距離の内に二つの市場が併存していたところにある。そしてこの二つの市場、すなわち青梅市と新町市が双方で六斎市を形成していたのである。この点については後に詳しく述べるが、六斎市が江戸初期の幕藩体制の確立にともなって急速に消滅していくという説(杉山[42])は、この地域には当てはまらない。若干先取りをして述べると、当該地域においては幕末期に至るまで六斎市の市日開催形態が存在していたのである。

さて、滝沢博の研究によれば([44])新町村に市が初めて立てられたのは、元和3(1617)年11月のことであったという。それまでは、近隣の藤橋村と今井村の間に「七日市」という市が立てられていたのであるが、その市場開催権を譲り受ける形で新町市の開催ということになったのである。その段階では、既に青梅市は開催されていたようで、この二つの市によって六斎市が完結していたと考えられている。

ところで両市は、その間隔4キロという至近にあり、双方が独自の六斎市を持とうとし

市日出入の最も早いものは、延宝元(1673)年に惹起している。その原因となったのは、青梅市側が5日と25日に市を新設しようとしたところにあった。この頃の、市立日は青梅市が2日・12日・17日・22日であり、新町市が7日・27日となっていたようであり、わずか2日違いの市立ては、その影響が余りにも大きいとして、市の差し止め訴訟が新町側から提出されたのである。青梅市側のこの行動は、5日と25日の市を加えることによって六斎市の自己完結を狙ったものであることは明白であった。実際に、この日に市が立てられた際は、かなりの繁栄をみせたようであるが、それはまた新町市の取引量に大きな影響を与えずにはおかなかったのである。僅か4キロの隔たりしかない市場間では、当然のごとく競合するわけであるし、双方の市場圏はこの段階ではほとんど差異がないものと考えられる。新町側からすれば、この青梅市の2日間の市開催の追加は、まさに死活問題だったのである。そのために、新町側は訴訟という手段に出たのであった。その結果、幕府は「先々之通」青梅・新町の双方で六斎市を完結するという裁決を下したのである。つまり、新町側の主張がそのまま受け入れられた形の結果になったのであった。

こうした裁決がくだったにもかかわらず、青梅は5日と25日に市を立て続けたようであり、翌年にも同様の問題が起こっている。すなわち、青梅側の六斎市の自己完結に対する欲求の強さの表われとも取れる行為であった。この時は、両者がそれぞれ六斎の市を持つことで和解が成立した。すなわち、青梅側は2・5・12・17・22・25日の6回、新町側も4・7・14・19・24・27の6回の市を立て

るといような、六斎市としては甚だ変則的な形態を持つようになったのであった(伊藤[5], 74頁~75頁)。

ともあれ、こうして平静が保たれていた両市間に再び市日論争が起こったのは、文政13(1830)年間3月のことであった。この時もまた、新町側が出訴に及んだのである。そして更に、この紛争は天保年間にまでおよぶ長いものとなっていくのであるが、このいきさつについては、少々長くなるが次の史料によってみることにしよう⁴⁾。

〈史料1〉

「(前欠カ)

村柄ニ御座候、依之農間稼男者日雇或者駄賃取之、女者糸機木綿縞反物織多し、古々同郡青梅村・新町村両村市場江差出売払、右助成を以御年貢御上納諸役相勤、其余夫食買入父母妻子養育仕、百姓相統罷在候所、去ル文政十三寅年春中青梅村ニ而、新町村市日七日廿七日月々兩度之市立江差合候をも不厭、右兩日新規市立相始、新町村市日ニ差障候ニ付其儘難捨置、新町村より青梅村相手取、其節御領主田安様御役所江奉出訴、猶当御奉行所様江御差出ニ相成、双方御吟味被為遂始末相分り、御裁許同様濟口証文被 仰付一件及塾談、其後兩村市立仕来り之通り無滞月々相立被取寄、村々弁利宜敷安心仕候処、又々去ル未年八月中青梅村ノ新町村相手取、不立来市相立為及難淡候出入之旨申立、支配 御役所江及出訴候ニ付、双方御吟味之上当御奉行様江御差出ニ相成、当村御吟味中ニ御座候処、一体右兩村土地柄之儀、青梅村者山

4) 「吉野禎次家文書」。以下、引用する文書は、特に断わらない限り同家所蔵のものである。

附＝御座候得者、炭・薪・其外山中の差出候品々荷物弁利宜敷、新町村者青梅村の卷里余相隔東之方ニテ武蔵野続ニ寄り候得者、野方向の青物・雜穀・荒物等差出方弁利ニ相成、両村市立有之候を以、第一所産反物売払方弁利宜敷、銘々反物織出し、稼方渡世ニ相成候ニ付、前々を青梅村之儀者毎月二日五日十二日十七日廿二日廿五日六度宛市立仕、新町村之儀者毎月七日廿七日式度宛之市立仕来りニ御座候間、既ニ支配御役所江差出置村柄明細帳ニモ両村市立之儀記有之候処、此上訴答申立ニ寄り、如何様成行可哉難計安心不仕旨、村々大小之百姓一同相歎罷在候間、万一両村之内何連江なりと一方江片寄り候歟、又は両村合而卷ヶ月八齋之内一市たり共休市等ニモ相成候ては、当最寄村々之儀者別而差支ニ相成、往々渡世相続相成兼候者眼前ニ而、其外山里遠近商人まで□、一統不弁利ニ相成、渡世向万事差支難渋至極可仕旨奉存候間、無是非此段奉願上候、何卒格別之以 御慈悲、右之次第被為聞召訊、右両村共前々之仕来り通り之日繰を以、青梅村之儀者毎月二日五日十二日十七日廿二日廿五日六度宛、新町村之儀者毎月七日廿七日式度宛市立、永久相続仕候様被仰付被下置度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、最寄村々之儀者不及申上、其外共一同融通宜敷、村々大小之百姓永続相成、莫大之御仁恵与難有仕合奉存候以上、

(中略)

下師岡村

名 主

天保八酉年八月十六日 千右衛門

御奉行所様 』

この史料によってわかることは、まず文政

13年の出入が、これまで新町側の市日であった7日と27日の両日に青梅側が市を立てようとした点に原因があった、ということである。そのために新町側は出訴に及んだのであるが、奉行所における吟味の結果、それ以前の通り市立てをするという事で「済口証文」が取り交わされた。〈史料1〉では、この「済口証文」の内容について触れられていないが、そこでは青梅市の市日について「青梅村之儀者明和之度書置候銘細帳ニ二日五日十二日十七日廿二日廿五日与書載有之候付」というように記されているのである。そして、新町市は7日と27日に市を立ててきたとも記されており、一応それ以前の形態で市を立てることで双方の合意が成り立ったことになっている。

さて更に〈史料1〉を読み進んでいこう。この合意に基いて市が立てられていたところ、天保6(1835)年8月に今度は青梅側が新町側を相手取り出訴したというのである。それは「不立来市相立為及難渋候」、つまり新町側が決められた市日に市を立てていないために青梅側が難渋している、という理由によるものであった。それは、新町市の開催日を青梅市に吸収合併しようとするものであり、文政期の青梅側の市立日の要求を別の形で実現しようとしたものであると考えられよう。それはまた、六齋市の独自完結を求めた青梅側の長年にわたる悲願でもあったのである。この青梅側の出訴に対して新町側から提出されたのが、この〈史料1〉であった。

次に、新町側の反論をみてみよう。それは、まず第一に青梅と新町の市では取り扱う商品が異なるというのである。青梅市は山に近いので「炭・薪」等の山中で生産される燃

料が中心であり、新町市は武蔵野に近いゆえに「青物・雑穀・荒物」といった日用雑貨品が中心である。したがって、双方の市が両立している方が、主要取引産物である反物を交換して必要物資を手に入れる際も便利である。第二に、前々から青梅は2・5・12・17・22・25日の6度、新町は7・27の2度市を立ててきており、それは役所へ提出した「村柄明細帳」にも明記されていることである。それゆえ、これまで通り両市合わせて月に8度の市立てを承認してもらいたい。このうちの一つでも休市になった場合には、皆が難渋する、というものであった。そして、結局「右両村共前々之仕来り通之日線を以」って市立てをしたいという願いで、その主張が結ばれているのである。

青梅側からの訴えに対し、奉仕所からは「示談内示」が指示されて、〈史料1〉の日付けから12日後の8月29日に、帰村のうえ談判ということになったのであった。しかしながら、その談判はまともならず「破談」に終わるのである。そして、その後この問題はより一層こじれて、10月には最寄の村々から「口上書」が提出されるに至った。それは、青梅・新町双方の当事者間だけの問題ではなく、周辺の村々を巻き込んでの紛争へと拡大していったことを意味している。そしてこのことは、これまで一致していると思われていた青梅と新町の市場圏が、微妙に食い違ってきていることの現われでもあった。

この争いは翌年まで継続したのであるが、どのように決着がついたのかを、次の史料によってみてみよう。

〈史料2〉

「 差上申一札之事

私共出入御吟味之処、村柄之様子難御聞、御代官青山九八郎様・平岡文治郎様両御手代衆被差遣、再応被遂御糺明候処、訴訟方青梅村之儀、新町村市日ハ毎年十二月廿七日ニ限候由ハ申口迄ニ而難御取用、相手新町村之儀も、往古ハ連月七日・廿七日市日相立候段雖申立連綿いたし候儀無之上ハ、右申分難相立、市日之趣村明細帳ニ認有之候共、右ハ素ハ自己ニ書出候品ニ有之其余無証拠申口過し儀ハ双方共御取用難被成、依之已来青梅村ハ二七六齋市相立、新町村ハ連月五日廿五日市相立、且市日冥加永之儀ハ双方共御支配御役所江申立可請御糺段被 仰渡候、

一、助七儀、青梅村ハ村方江相掛候市日出入ニ付、古来ハ之証拠書物難相立由村役人共ハ及承一旦江戸宿下代奉公いたし御奉行所勝手存居候趣、小前惣代引請、右出入利運可致与御掛御留役方非分之御利解有之候、弥無跡形儀を訴状ニ認メ御老中様方江御駕籠訴致候始末不埒ニ付、手鎖被 仰付候、

右被 仰渡候趣、一同承知奉畏候、若相違背候ハ、重科可被 仰付候、仍而御請証文差上申所如件、

天保九戌年四月五日

江川太郎左衛門当分御預所

武州多摩郡

青梅村惣代

名主

訴訟方 弥左衛門

年寄

同 七 平

新町村惣代

名主

相手方 文右衛門

年寄
同 治郎助
同
同 弥兵衛

(以下略) 」

この史料によれば、奉行所は青梅側の「新町の市は毎年12月27日だけ立てられており、毎月7日と27日に市を立てるという約束が守られていない」という言い分を採用することはできないとした。また、新町側の「昔から7・27日の両日に市を立ててきており、それは村明細帳にも明記してある通りである」という主張についても、村明細帳は自らが記入するものであるから、客観的な証拠にはなりえないとして却下している。そして、最終的には「双方取用難」とした上で、青梅市にはこれまでの7・27日の市日を5・25日に変更するという裁決を言い渡している。これはつまり、青梅側が念願としてきた六斎市の独自完結を勝ち取ったということであり、新町側からすれば、この地域での六斎市のリンクか

ら外れるということになったのである。

更に、この史料によればこの紛争中には、新町村の「助七」という者が「御老中様方江御駕籠訴致候」という大きな事件も持ち上がっていたことを知ることができる。この点からも、この市立日の紛争は当該地域における重大な問題であり、この決着による周辺への影響は少なくなかったことが推測できよう。

以上みてきたように、市日論争は最終的に青梅市の六斎市の独自完結という形になった訳であるが、これにともなって、周辺の村々が青梅と新町双方に別れて訴訟に参加したという事実を確認できるのである。そこで次に、この点にスポットを当てて市場圏の問題を考えてみることにしよう。

3. 三田領と市場圏

さて、先に掲げた〈史料2〉の略した部分には、この出入の際に訴訟方並びに相手方へ追加になった村々が列記されている。すなわち、この紛争がそれぞれの立場で一種の連合

表2 出入追加村一覧

青 梅 市 方		新 町 市 方	
南小曾木村	富岡村	富士山新田	栗原新田
下成木村	沢井村	矢野村	長谷部新田
川井村	小丹波村	五ノ神村	藤橋村
棚沢村	白丸村	羽村	河辺村
上梅沢村	下梅沢村	上長淵村	友田村
氷川村	栃久保村	塩船村	福生村
境村	原村	上師岡村	今寺村
河内村	川野村	下師岡村	下師岡新田
富浦村	千ヶ瀬村	川崎村	今井村
駒木野村	畑中村	大門村	木ノ下村
日影和田村	下村	吹上村	
柚木村	御嶽村		
二又尾村	大丹波村		

注)「吉野禎次家文書」により作成。

表3 出入追加村の高変遷I(青梅市方)

村名	正保期		元禄期		天保期		明治期	
	石高(石)	指数	石高(石)	指数	石高(石)	指数	石高(石)	指数
青梅	520,06500	100	489,14500	94.1	499,71200	96.1	499,71200	96.1
南小菅木	337,81500	100	366,23000	108.4	367,64600	108.8	367,64600	108.8
富岡	160,63500	100	194,71600	121.2	195,54900	121.7	195,54900	121.7
下成木	279,74500	100	262,27400	93.8	262,27400	93.8	262,27400	93.8
沢井	242,61500	100	415,28600	171.2	415,28600	171.2	415,28600	171.2
川井	* 83,26500	100	131,80200	158.3	131,80200	158.3	131,80200	158.3
小丹波	* 149,92500	100	196,76000	131.2	196,76000	131.2	196,76000	131.2
棚	* 91,96000	100	199,71000	217.2	199,98300	217.5	199,98300	217.5
白丸	* 58,09500	100	103,41200	178.0	103,41200	178.0	103,41200	178.0
上・下梅沢	* 94,10500	100	267,63300	284.4	267,63300	284.4	267,63300	284.4
水川	* 196,15500	100	325,09700	165.7	325,09700	165.7	* 144,18700	73.5
栃久保	—	—	—	—	—	—	112,12500	—
境	* 35,86000	100	95,20200	265.5	95,20200	265.5	95,20200	265.5
原	—	—	95,15000	100.0	95,15000	100.0	95,15000	100.0
河川	—	—	76,12300	100.0	76,12300	100.0	76,12300	100.0
川野	—	—	157,34600	100.0	157,34600	100.0	157,34600	100.0
富(留)浦	—	—	127,78600	100.0	127,78600	100.0	127,78600	100.0
千ヶ瀬	235,28000	100	141,94600	60.3	141,94600	60.3	141,94600	60.3
駒木野	154,90000	100	112,32900	72.5	112,32900	72.5	112,32900	72.5
畑中	180,81500	100	147,48000	81.6	147,96000	81.8	142,96000	79.1
日影和田	106,96000	100	147,42000	137.8	147,42000	137.8	147,42000	137.8
下	414,18500	100	426,70300	103.0	421,70300	101.8	427,00300	103.1
柚木	238,46000	100	225,99800	94.8	231,18200	96.9	231,18200	96.9
御嶽	* 55,52500	100	136,41100	245.7	136,41100	245.7	136,41100	245.7
二又尾	394,69500	100	481,42400	122.0	481,42400	122.0	481,42400	122.0
大丹波	* 76,27500	100	103,67200	135.9	103,67200	135.9	103,67200	135.9

(注) 1.各期の出典は、次のとおりである。

(i) 正保期：北島正元校訂『武蔵田園簿』(近藤出版社, 1977年), (ii) 元禄期：「元禄郷帳」(史籍研究会『内閣文庫所蔵史籍叢刊56』, 汲古書院1984年)

(iii) 天保期：「天保郷帳」(史籍研究会『内閣文庫所蔵史籍叢刊55』, 汲古書院1984年)(iv) 明治期：木村礎校訂『旧高旧領取調帳』(近藤出版社, 1969年)

2. *マークは、皆畑村を示す。

3. *氷川村の明治期は「氷川本村」となっている。

4. 村名は「吉野植次家文書」による。()は、各史料で使用のもの。

5. 指数は、小数第2位以下を四捨五入した。

表4 出入追加村の村高変遷Ⅱ(新町市方)

村名	正保期		元禄期		天明期		明治期	
	石高(石)	指数	石高(石)	指数	石高(石)	指数	石高(石)	指数
新町	—		417,76600	100.0	449,36800	107.6	—	
富士山新田	—		—		—		—	
栗原新田	—		—		—		—	
矢(谷)野	54,94500	100	47,97700	87.3	48,25100	87.8	51,25300	93.3
長谷部新田	—		—		199,00600	100.0	—	
五ノ神	* 5,41500	100	49,29000	910.2	69,95800	1291.9	69,95800	1291.9
藤橋	337,45100	100	372,31464	110.3	362,31698	107.4	359,81804	106.6
藤羽	270,46000	100	969,39600	358.4	1028,62630	380.3	1024,65360	378.9
河辺	* 296,06500	100	543,57000	183.6	549,05400	185.5	549,05400	185.5
上長淵(長淵)	336,26000	100	338,12400	100.6	340,21300	101.2	340,21300	101.2
友田	122,78500	100	134,38800	109.4	135,30600	110.2	135,30600	110.2
塩船	79,15000	100	91,96500	116.2	115,11700	145.4	115,11700	145.4
福生	* 705,00000	100	869,64160	123.4	935,56510	132.7	936,25410	132.8
上師岡	262,96500	100	309,76000	117.8	309,76000	117.8	312,07500	118.8
今寺	170,01500	100	331,06300	194.2	331,06300	194.2	331,06300	194.2
下師岡	279,81500	100	332,96200	119.0	499,93600	178.7	400,45810	143.1
下師岡新田	—		—		—		—	
川崎	* 280,85600	100	361,73700	128.8	364,29800	129.7	363,34500	129.4
今井	612,56600	100	769,51600	125.6	783,03100	127.8	775,54900	126.6
大門	197,77500	100	312,18400	157.8	312,18400	157.7	312,18400	157.8
木ノ下	89,41000	100	97,66300	109.2	98,16300	109.8	98,16800	109.8
吹上	115,88600	100	143,10300	123.5	143,47800	123.8	144,49300	124.7

(注) 1. 各期の出典は、次のとおりである。

(i) 正保期：北島正元校訂『武蔵田園簿』(近藤出版社, 1977年), (ii) 元禄期：「元禄郷帳」(史籍研究会『内閣文庫所蔵史籍叢刊56』, 汲古書院1984年)

(iii) 天明期：「天明郷帳」(史籍研究会『内閣文庫所蔵史籍叢刊55』, 汲古書院1984年)(iv) 明治期：木村礎校訂『旧高旧領取調帳』(近藤出版社, 1969年)

2. * マークは、皆畑村を示す。

3. 村名は「吉野槇次家文書」による。() は、各史料で使用のもの。

4. 指数は、小数第2位以下を四捨五入した。

表 5 三田領各村の村明細帳における市場記載

青梅側		新 町 側		中 立	
村 名	市場名	村 名	市 場 名	村名	市場名
畑 中	青 梅	河 辺	青梅・新町	根ヶ布	青梅
日影和田	青 梅	下 師 岡	青梅・新町・飯能・	野 上	青梅・新町
二保尾	青 梅		扇町谷・八王子・	上成木	青梅・飯能
沢 井	青 梅		川越城下		
		谷 野	青梅・飯能		
		新 町	新町		
		新町新田	青梅		
		下師岡新田	青梅・新町・飯能・		
			扇町谷		
		塩 船	青梅・新町		
		羽	青梅・新町・平井・		
			五ヶ市・伊奈・八王		
			子・扇町谷・川越		

註) 出典：青梅教育委員会『青梅市史史料集』第26号・第27号

を形成させたのであるが、それは青梅・新町の市に対する依存をある程度反映していると考えられるもので、それぞれの市立日が生活に結びついていたために、各村がそのような行動に出たと考えられる。無論、政治的な関係が皆無であったとはいえないが、それにしても、その基盤には経済的要素が存在していたとみるのが一般的ではなからうか。

この出入追加村は、青梅側26ヶ村、新町側が21ヶ村であるが(表2参照)、その連合にはいくつかの特徴が見出せるのである。そこで、それらを少々考察してみよう。

まず青梅側であるが、訴訟参加の村々は全て三田領に属している。これに対し、新町側の訴訟参加の村々は三田領の村だけではなく他領の村々を含んでいる(図2参照)。青梅の市が、三田領の経済的中心地であったことは疑う余地が無いものであるが、それにしても同じ三田領に属しながら新町側に加担する村があることは、新町市を核とするそれなりの経済的エリアが存在していたことをうかが

わせる。さらに、新町側には領を越えての参加村があったことは注意しても良い点であろう。それは無論、新町市が青梅市よりも一里ほど東に位置しており、三田領の東端にあるという地理的要件が大きくものをいっているわけであるが、ただそれだけでかたづけられるものでもなさそうである。やはり、政治的・支配的枠組みとしての「領」内だけの繋がりに留まっていなかったという点は、重視しておく必要があるかと思われる。

それでは次に、政治支配的観点からの経済面の掌握という意味で、各村々がどのようにおさえられていたのかを村高の変遷からみてみよう。正保・元禄・天保・明治各期の村高の数値をまとめたものが表3と表4である。これをみてまず気がつく点は、青梅側に皆畑村が多いということと、新町側に新田が多いということである。それから、さらに注意を要する点は石高の変化の様相の違いである。まず青梅側は、元禄から天保・明治にかけて石高が変化したのは青梅村・下村・柚木村の

3ヶ村だけであるのに対し、新町側は変化しなかったのが今寺村・大門村の2ヶ村だけである。つまり、村高が固定化されて掌握されていた青梅側の村々と、固定化されず多少の変化が見られる新町側というように、見事な対照を示していることが読み取れる。これもまた、地理的要件が絡むと考えられる。というのは、山間村落の多い青梅側の村々に比べれば、新町側の村々には土質が悪いといえながらも平坦部が多い点なのであるが、一般的に、穀物生産高によって生産力を判断しようとする近世領主の掌握方法によれば、このような差異が現れるのも無理からぬことである。だが、それにしてもこの違いはそれぞれの村々の経済的条件に変化を与えずにはおかないであろうし、それによって、近世初期には同一であった市場圏が、徐々にではあるが青梅・新町のそれぞれの市を中心としてズレを生じていったと見ることもできよう。

それでは次に、各村において青梅・新町の両市がどのように位置づけられていたのか、ということを見るためにこの地域の村々の「村明細帳」の市場記載を検討してみよう⁵⁾。管見の限りそれを拾いまとめたものが、表5である。これを検討してみると次のことがわかる。まず第一に、青梅側に加担した村々では、新町市の記載が全くなされていない。すなわち、市といえば青梅市しかないということである。このことは、青梅側の村々では青梅市を中心に経済生活がある程度完結しており、先に述べた三田領に所属している村々のみの連合体であることと共に考え合わせると、政治支配的エリアたる「領」の空間と経

済的エリアたる「市場圏」の空間が合致していることを示しているといえよう。一方、新町側に加担した村々の記載は、青梅市と新町市が併記されている。ただし、この2つの市以外の市名が記されている村もある。例えば、下師岡村の寛政11(1799)年の「明細帳」には、高麗郡飯能村・入間郡扇町谷・多摩郡八王子・川越城下等々が記載されている。谷野村でも飯能村の記載がある。これは、新町側に加担した村々の市場圏が、単に新町市だけで完結していったわけではなく、さらにいえば、青梅市をも含めたいわゆる三田領内に留められたものではなかったことを示していることになる。すなわち、「領」という範疇を越えて村の市場圏が広がっているということである。

ところで、青梅・新町双方に加担しなかったいわば中立の態度を取った村々の市名の記載はどのようになっているのであろうか。まず、野上村の場合は、双方の市名が記載されているが、上成木村の場合は、青梅市と飯能市と記されている。このことは、少なくとも青梅側に加担した村々とその市場圏が異なっているということだけは指摘しうる。

こうした点を見てくると、三田領内においてはその市場圏は各村々によって様々であり、重層的に入り組んでいることが理解できる。しかしながら、そのなかにあって何らかの形でそれが共通している村々が結び付き、市日出入りの紛争に加担していったのであった。それは、言い過ぎかもしれないが、領内で市場圏が完結している村々とそうではない村々との対立と取れないこともない。その背景には、当然生産力の成長率の差や幕末にかけての関東地廻り経済圏の広がり、またそう

5) 青梅市教育委員会『青梅市史史料集第26号・第27号』参照。

した商品貨幣経済へのリンクの仕方の相違、等々の条件が存在していたであろう。この地域の主要特産品であった織物、特に木綿縞織りの販売・流通圏なども微妙に影響したに違いない。ともあれ、「領」という政治・支配の枠組みと、「市場圏」という地域経済・生活の枠組みとの関係性が、三田領における青梅・新町市の出入を通じて象徴的に現れたのであった。

V 結びにかえて

三田領における青梅・新町市を例として、「領」と「市場圏」について若干の考察をしてきた訳であるが、最後に簡単にまとめておくことにしよう。

「領」は、政治・支配的枠組みとして機能しており、年貢をはじめ各種の役を賦課する単位であった。それは、農民の地域的結合を基本として設定されたものであるだけに、当初は人々の経済的行動もそのエリアの中で完結していたと思われる。日常生活の必要物資についても、恐らく領内の中心的市場で十分賄えたのではなかろうか。

三田領の中でも、その成立当初から年貢の納入等に際し換金を必要としていた村々、特に山間の村々は、領内の中心市場たる青梅市をその場として活用していたであろう。さらに石高の変化が無かったことに象徴されるごとく、その経済的状況があまり変化しなかった訳であるから、領外の経済的条件の変化に対応してその経済的行動を変化させる必要性も無かったのである。ただし、中心的市場そのものが大きくなり、市口等が拡大されて便益が計られていくことは、歓迎すべきことだったのであろう。したがって、三田領におい

ては一般的な石高制によってその機能が果たされることが不可能な村々を中心に、「領」と「市場圏」が一致していたとすることができると思える。

この点は、市日紛争に際して新町側に加担していった村々との対比によって、より一層明白になる。この地域においてやや平坦地の多い、どちらかといえば生産力の拡大を計ることが可能な村々は、「領」の成立当時は山間の村落と同様であったが、時代の進展とともに生産力が上昇していくと、もはや「領」内の「市場圏」にのみ留まることなく他領の市場を視野のなかに含めた経済行為をとることになる。それはさらに、自領内に存在する市場を経済行為の範囲と考えている他領の村々との結びつきをも強くしていき、その「市場圏」をより拡大していくのである。したがって、そこではもはや「領」と「市場圏」の一致は見られず、その地理的空間的差異は時とともに拡大していかざるをえないのであった。

以上本稿では、単純に市日論争を題材として、「領」と「市場圏」について論じてきたわけであるが、この問題についてはより多くの要素が加味された上で考察されなければならないことは、火を見るよりも明らかである。しかしながら、それを果たすには紙数の関係からも能力の点からも、今のところ不可能である。ただ、「領」における経済的側面の問題点を指摘することだけは果たせたように思う。

あらためて言うまでもなく、このテーマについてはより一層の蓄積が必要である。それは、政治的枠組みと経済的枠組みとの対比だけに留まるものではなく、この時代に続く大きな社会的変動、すなわち産業革命・資本主

義体制の確立といった問題にまで波及する要素が含有されているからである。斎藤修がプロト工業化論と大塚史学を比較した際の要因の一つに、地域外市場と地域内の市場経済的発展のどちらに重点が置かれているかということをおげているが（[30]、70頁）、当該地域における工業化を考える場合、この市日論争における連合は興味深い要素を提供してくれるようにも思えるのである。また明治期における、取引商品や各市場に掛けられた市場税からその市場規模を提示した研究等（梅村[11]）に結びついていけば、より一層豊かな地域象を浮かび上がらせることも可能となる。そして、それはまた多摩地域の、さらには関東の地域的特質を明らかにすることにもつながっていくにちがいない。これらの点は、今後の展望ということにしておくこととしよう。

<参考文献>

- [1] 青木直己「公儀鷹野役と御三家鷹場」（『関東近世史研究』第19号、1985年）。
- [2] ——「江戸廻りにおける鷹野支配と『領』一文政度府中領御鷹野御用一件を通して」（『立正史学』第58号、1985年）。
- [3] 和泉清司「近世初期関東における永高制について—武蔵を中心に—」（『埼玉地方史』第10号・第11号、1981年）。
- [4] ——「戦国期から近世初期における市の存在形態—上野国を中心に—」（地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』雄山閣、1986年）。
- [5] 伊藤好一『近世在方市の構造』（隣人社、1967年）。
- [6] ——「武蔵国における『領』について」（『歴史と地理』第237号、1975年）。
- [7] 煎本増夫「江戸時代における武州山口『領』の在地支配の実相」（『人和町史研究』第3号、1962年）。
- [8] 岩田浩太郎「関東郡代と『領』—江戸周辺の地域編成の特質—」（『関東近世史研究』第16号、1984年）。
- [9] ——「武蔵国の『領』と地域秩序—幕藩制国家と地域秩序—」（『地方史研究』第200号、1986年）。
- [10] 植村正治『近世農村における市場経済の展開』（同文館、1986年）。
- [11] 梅村又次「北多摩地方経済の停滞と甲武鉄道」（『経済研究』一橋大学、1984年）。
- [12] 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』（岩波書店、1975年）。
- [13] 大石学「近世江戸周辺農村の機能と性格—武州野方領の分析を中心に—」（『徳川林政史研究所研究紀要 昭和58年度』、1984年）。
- [14] 大館右喜「地方支配と陣屋役—武州高麗・毛呂・三田領における一例—」（『地方史研究』第39号、1958年）。
- [15] ——「近世初期市場と陣屋役」（『国史学』第71号、1959年）。
- [16] ——「徳川幕府直轄領における近世初期検地帳の研究」（『国史学』第72・73号、1960年）。
- [17] 大谷貞夫「関東における堤川除用悪水普請組合の成立」（『坂本太郎博士頌寿記念日本史学論集』下巻、1983年）。
- [18] 大友一雄「日光社参と国役一享保13年社参を中心に—」（『関東近世史研究』第18号、1985年）。
- [19] 落合延孝「近世民衆史の一視点—佐々木潤之助『近世民衆史の再構成』によせて—」（『歴史評論』No. 422、1985年）。
- [20] 加藤哲「北条氏照による八王子領支配の確立」（『国学院大学大学院紀要』8、1977年）。
- [21] 川鍋定男「近世初期における検地と徴租法」（『神奈川県史研究』第42号、1980年）。
- [22] 神立孝一「関東『畑永』の成立について—武蔵国多摩郡大沢村を中心として—」（『創価経済論集』第13巻第4号、1984年）。
- [23] ——「関東『畑永』の変遷について—武蔵国多摩郡大沢村の場合—」（『創価経済論集』第14巻第2号、1984年）。
- [24] ——「近世吉田地方における絹織業について」（『富士吉田市史研究』第2号、1987年）。
- [25] 熊澤徹「江戸周辺における『領』と『触次』

- 制」(『論集きんせい』第9号, 1984年).
- [26] ——「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」(『史学雑誌』第94編第4号, 1985年).
- [27] 久留島浩「最近の近世村落史研究から何を学ぶか」(『歴史科学と教育』第2号, 1983年).
- [28] ——「村と村の関係—組合村(村連合)研究ノート—」(『歴史公論』第106号, 1984年).
- [29] 小松修「割本役と組合村制の成立—上州山中領の場合—」(『関東近世史研究』第18号, 1985年).
- [30] 斎藤修『プロト工業化の時代』(日本評論社, 1985年).
- [31] 佐藤孝之「近世幕領における永高制—北遠地方の事例を中心に—」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和52年度』, 1977年).
- [32] ——「近世前期北遠幕領における年貢収取」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和53年度』, 1978年).
- [33] ——「近世幕領における『永高検地』」(『国史学』第107号, 1979年).
- [34] ——「近世前期の年貢収取と農村金融—北遠幕領を素材として—」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和54年度』, 1979年).
- [35] ——「近世前期北遠三倉領における年貢収取」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和57年度』, 1982年).
- [36] ——「近世前期の広域村落支配と『領』」(『国史学』第122号, 1984年).
- [37] ——「上州近世史研究に関する二、三の問題—初期の『領』及び永高制に関連して—」(『地方史研究』第190号, 1984年).
- [38] 実方壽義「戦国大名後北条氏の支城制について—支城(領)の設定と支城主・城代の権力範囲—」(『史叢』第28号, 1981年).
- [39] 澤登寛聡「近世初期の国制と『領』域支配—『徳川政権』関八州支配の成立過程を中心に—」(『関東近世史研究』第15号, 1983年).
- [40] ——「近世前期における三田『領』の町村構成と領主支配」(東京都教育委員会『東京都古文書集 第3巻—旧多摩郡新町村名主 吉野家文書く3—』1985年).
- [41] ——「三田領の成立と地域秩序—奥多摩地域における戦国期から近世初期の支配をめくって—」(『歴史手帖』第13巻12号, 1985年).
- [42] 杉山博「六斎市の展開」(『戦国大名後北条氏の研究』名著出版, 1982年).
- [43] 鈴木哲雄「古隅田川地域史における中世的地域構造」(『千葉史学』第4号, 1984年).
- [44] 滝沢博「二日市場の存在—勝沼城下の二日市場と青梅宿の関係について—」(『多摩郷土研究』第59号, 1985年).
- [45] ——「婦農した地侍たち—吉野氏と師岡氏—」(『多摩のあゆみ』第46号, 1987年).
- [46] 筑波大学歴史地理学研究室『青梅・五日市における流通構造と「市」の変容』(同研究室, 1983年).
- [47] 豊田武『中世日本の商業』(『豊田武著作集 第2巻』吉川弘文館, 1977年).
- [48] 永原慶二「大名領国制の構造」(『講座日本歴史 中世4』岩波書店, 1976年).
- [49] 中丸和伯「後北条氏の発展と商業」(『歴史学研究』第222号, 1959年).
- [50] ——「後北条氏と虎印判状」(稲垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と国家』東京大学出版会, 1962年).
- [51] 馬場憲一「東葛西領下ノ割における支配の様相」(東京都教育委員会『田島家文書 第9巻』, 1978年).
- [52] ——「江戸周辺低地帯農村の水利とその維持管理」(豊田武先生古稀記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館, 1980年).
- [53] ——「江戸周辺農村の広域支配と触次—武蔵国葛飾郡東葛西領を事例として—」(村上直編『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館, 1986年).
- [54] ——「近世初期・武州多摩郡における土豪的農民の系譜と土着化」(『多摩のあゆみ』第46号, 1987年).
- [55] 藤木久志「大名領国の経済構造」(永原慶二編『日本経済史大系2 中世』東京大学出版会, 1965年).
- [56] 古島敏雄『近世経済史の基礎過程』(岩波書店, 1978年).
- [57] 峰岸純夫「戦国時代の『領』と領国—上野国新田領と後北条氏—」(『慶応義塾志木高等学校研究紀要』第1輯, 1969年).
- [58] 村上直「近世初期の八王子周辺の支配形態」(『多摩文化』14号, 1964年).
- [59] ——「後北条氏から徳川氏へ—多摩地域を

中心に一」（『多摩のあゆみ』第46号，1987年）。

[60] 安澤秀一『近世村落形成の基礎研究』（吉川弘文館，1972年）。

[61] 米崎清美「改革組合村の構造—武州多摩郡

日野宿組合村を中心として—」（村上直編『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館，1986年）。

（経済学部専任講師）